

第七章 結核予防審議会及び結核

診査協議会(第四十四條—第五十條)

第八章 費用(第五十一條—第六十一条)

罰則(第六十二條—第六十三條)

第十章 雜則(第六十四條—第六十八條)

附則 第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによつて、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第二條 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療につとめなければならない。

(医師等の義務)

第三條 医師その他の医療関係者は、前項に規定する国及び地方公共団体の行う義務に協力しなければならない。

(定期の健康診断)

第四條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八條に規定する事業又は事務所であつて、政令で定めるもの(以下「事業」という。)の使用者(同法第十條に規定する者をいう。以下同じ。)、学校(各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。)の長又は矯正保護施設その他の施設で政令で定めるもの(以下「施

設」という。)の長は、それぞれ当該事業において業務に従事する者、当該学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児又は当該施設に収容されている者に対しても、毎年、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならぬ。

2 保健所長は、事業(国、都道府県又は保健所を設置する市に行う事業を除く。)の使用者又は学校若しくは施設(国、都道府県又は保健所を設置する市に設置する学校又は施設を除く。)の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に関して指示することができる。

3 厚生大臣が指定する区域を管轄する市町村長(都の区の存する区域にあつては、保健所長とする。)は、その区域内に居住する三十歳未満の者のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者に対して、毎年、保健所長(都の区の存する区域及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行ななければならぬ。

4 使用者又は学校若しくは施設の長が労働基準法、学校教育法(昭和二十二年法律第三十六号)その他の法律又はこれらに基く命令若しくは規則の規定によつて健康診断を行つた場合において、その健

康診断が第十二条の規定に基づくものであるときは、第一項の規定によつて定期外の健康診断を行なうことができる。

(他で受けた健康診断)

第八條 定期又は定期外の健康診断

による健康診断を行つたものとみなす。

(定期外の健康診断)

第五條 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、左の各号に掲げる者について、それを受けるべき者及びその定期の健康診断を行わなければならぬ。

2 保健所長は、定期外の健康診断を行なうことができる。

1 結核に感染し、又は公衆に結核を伝染させるおそれがある業務に従事する者

2 結核、まん延のおそれがある場所又は地域において、業務に従事し、又は学校教育を受ける者

3 結核、まん延のおそれがある場所又は地域に居住する者又は居住していた者

4 結核患者と同居する者又は同居していた者

(定期の健康診断を受けなかつた者)

第五條 前二條に規定する健康診断(健康診断の方法)

第六條 前二條に規定する健康診断(受診義務)

第七條 第四條第一項又は第三項の健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、使用者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行う健康診断を受けなければならぬ。

第八條 第四條第一項又は第三項の規定により定期外の健康診断を行なうべき者として指定された者は、指定された期日に、都道府県知事の行う健康診断を受けなければならぬ。

(定期外の健康診断)

第九條 病気その他やむを得ない事故のため定期の健康診断を受けることができなかつた者は、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、健康診断を受け、且つ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書

その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出しなければならない。

(健康診断に関する記録)

第十條 健康診断実施者は、この法律の規定によつて健康診断を行なう、又は前二條の規定による診断書その他の文書の提出を受けたときは、遅滞なく、健康診断に関する記録を作成し、且つ、これを保存しなければならない。

2 健康診断実施者は、この法律の規定による健康診断を受けた者から前項の記録の写の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(通報又は報告)

第十一條 健康診断実施者は、この法律の規定によつて健康診断を行

を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第十二条の規定に基く省令で定める技術的基準に適合する健

康診断を受け、且つ、当該期日又は、左の各号に掲げる者について、それを受けるべき者及びその定期の健康診断を受けたものとみなす。

2 保健所長及び市長)を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

(省令委任)

第三章 予防接種

第二章 の法律の規定によつて定期の健康診断の実施に関する技術的基準、第八條及び第九條に規定する診断書その他の文書の記載事項並びに健康診断に関する記録の様式及び保存期間は、省令で定める。

(定期の予防接種)

第十三條 第四條第一項又は第三項の規定によつて定期の健康診断を行つた者は、その受診者(第八條の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者を除く。)のうち、ツベルクリン反応が陰性又は疑陽性であつた者に対して、定期の予防接種を行わなければならぬ。

2 第四條第一項又は第三項の規定によつて定期の健康診断を行つた者は、第八條の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者(ツベルクリン反応が陰性又は疑陽性であつた者)に対して、定期の予防接種を行わなければならぬ。

3 第四條第一項又は第三項の規定によつて定期の健康診断を行つた者は、第八條の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者(ツベルクリン反応が陰性又は疑陽性であつた者)に対して、すみやかに、期日又は期間を指定してツベルクリン反応検査を行い、且つ、その反応が再び陰性

又は疑陽性である者に対しても定期の予防接種を行わなければならない。

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する三十歳未満の者のうち、定期の健康診断の対象者以外の者に対して、毎年、保健所長（都の区の存する区域及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、且つ、その反応が陰性又は疑陽性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならぬ。但し、結核患者その他省令で定めるところにより結核に感染していると認められる者に対しては、この限りではない。

（定期外の予防接種）

第十四條 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、第五條各号に掲げる者について、それを受けるべき者及びその期日を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、且つ、その反応が陰性又は疑陽性である者に対する予防接種を行わなければならない。

（ツベルクリン反応検査及び予防接種を行うべき日）

第十五條 前二條に規定する予防接種は、ツベルクリン反応を判定した日に行わなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、その日から二週間をこえない限度において、これを延期することができる。（ツベルクリン反応検査及び予防接種を行うべき日）

接種を受ける義務）

第十六條 第十三條第二項又は第三項のツベルクリン反応検査の対象者及び同條各項の予防接種の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、使用者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行うツベルクリン反応検査又は予防接種を受けなければならない。

2 第十四條の規定によりツベルクリン反応検査を受けるべき者として指定された者は、指定された期日に、都道府県知事の行うツベルクリン反応検査を受け、且つ、その反応が陰性又は疑陽性であつたときは、さらには、都道府県知事の行う予防接種を受けなければならない。

（他で受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第十七條 前條の規定によりツベルクリン反応検査を受けるべき者が、その検査を受けるべき期日若しくは期間満了前三月以内にツベルクリン反応検査を受け、且つ、当該期日若しくは期間満了の日までに医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に提出しなければならない。

（ツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録）

第十九條 予防接種実施者は、この法律の規定によつてツベルクリン反応検査若しくは予防接種を行つたことを証明する文書を当該ツベルクリン反応検査の実施者に提出したとき、又は当該期日若しくは期間満了前三月以内に予防接種を受け、且つ、当該期日若しくは期間満了の日までに医師の証明書その他その旨を証明する文書を当該ツベルクリン反応検査の実施者に提出したときは、前二條の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けたものとみなす。

2 前項の規定は、その受けたツベルクリン反応検査又は予防接種が、それぞれ第二十一條の規定に基づく省令で定める技術的基準に適合するものである場合に限つて、適用する。

（定期の予防接種を受けなかつた者）

第十八條 疾病その他やむを得ない事故のため第十三條の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けることができなかつた者は、その事故が二月以内に消滅したときは、そのままに予防接種を受けたときは、直ちに予防接種を受けなければならない。

2 前項のツベルクリン反応が陽性であつたとき、又は同項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に提出しなければならない。

（医師の行う届出）

第二十一條 この法律の規定によつて行うべきツベルクリン反応検査及び予防接種の実施に関する技術的基準、第十七條及び第十八條に規定する証明書の記載事項並びに接種を受けなければならない。

2 前項のツベルクリン反応が陽性であつたとき、又は同項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に提出しなければならない。

（ツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録）

第二十二條 医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、二月以内に、その患者について省令で定める事項をもよろびの保健所長に届け出なければならない。

2 保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届出を受けたときは、その届出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通報しなければならない。

（病院管理者の行う届出）

第二十三條 病院の管理者は、入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、その患者について省令で定める事項を、もよりの保健所長に届け出なければならない。

の記録の写の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

合に準用する。
(保健所長の行う登録)

第二十四條 保健所長は、その管轄区域内に居住する結核患者について、前二條の規定による届出又は通報を受けたときは、省令で定めて予防接種を行つた場合に準用する。

（家庭訪問指導）

2 前項の規定は、その受けたツベルクリン反応検査又は予防接種が、それぞれ第二十一條の規定によつて、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健婦又は他の職員をして、患者の家庭を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

（結核患者等に対する医師の指示）

第二十六條 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者（親権を行つ者又は後見人をいふ。以下同じ。）若しくは現にその患者を看護する者に対しても、消毒、隔離その他省令で定める伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

（死亡診断等における医師の指示）

第二十七條 医師は、結核を伝染させるおそれがある患者の死亡を診断したとき、又は結核を伝染させたおそれがある患者の死体を検査したときは、死体のある場所を管理する者又はその代理をする者に対して、消毒その他の省令で定める伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

2 予防接種実施者は、この法律の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者から前項の規定によるツベルクリン反応検査結果を提出したときは、前二條の規定によつてツベルクリン反応検査を作成し、且つ、これを保存しなければならない。

（第五章 伝染防止）

第二十八條 都道府県知事は、この法律に規定する健康診断の結果結

核を伝染させるおそれがあると認められる患者に対し、期間を定めて、接客業その他公衆に結核を伝染させるおそれがある業務であつて省令で定めるものに従事することを禁止することができる。

2 都道府県知事は、労働基準法の適用を受ける事業で業務に従事する者に対して前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の区域を管轄する都道府県労働基準局長と協議しなければならない。

(入所命令)

第二十九條 都道府県知事は、結核患者がその同居者に結核を伝染させるおそれがある場合において、これを避けるため必要があると認めるときは、その患者又はその保護者に対し、期間を定めて、結核療養所(結核患者を収容する施設を有する病院を含む。以下同じ)に入所し、又は入所させることを命ずることができる。

2 国若しくは地方公共団体の開設する結核療養所又は第六十條の規定によつて国庫の補助を受けた法人的開設する結核療養所の管理者は、都道府県知事から前項の規定により入所し、又は入所させることを命じた旨の通知があつた場合において、当該患者又はその保護者が入所を申し込んだときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(家屋の消毒等)

第三十条 都道府県知事は、結核を伝染させるおそれがある患者又はその死体がある場所又はあつた場

所について、家庭の消毒、患者の隔離その他省令で定める伝染防止に必要な措置をとるべきことを命じるときは、当該職員をして結核患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に命じ、又は当該職員にこれら措置をとらせることができるものである。

(物件の消毒薬等)

第三十一条 都道府県知事は、結核予防上必要があると認めるとき

は、結核患者が使用し、又は接触した衣類、寝具、食器その他の物

件で、結核菌に汚染し、又は汚染

した疑いがあるものについて、その

所持者に対し、授與を制限し、若しくは禁止し、消毒を命じ、若しくは消毒によりがたい場合に廃棄

を命じ、又は当該職員にその物件

を消毒し、若しくは消毒によりが

たい場合に廃棄させることができ

らない。

2 都道府県は、前項の規定による

制限、禁止又は廃棄によつて通常生すべき損失を補償しなければな

らない。

3 前項の規定により補償を受けよ

うとする者は、省令で定める手続

に従い、都道府県知事にこれを請

求しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定によつて請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者に

これを通知しなければならない。

5 前項の決定に不服がある者は、

その通知を受けた日から六十日以

内に、裁判所に対し、訴をもつて

その増額を請求することができ

る。

所について、家庭の消毒、患者の隔離その他省令で定める伝染防止に必要な措置をとるべきことを命じるときは、当該職員をして結核患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は結核菌に汚染し、若しくは汚染した疑いがある

ことができる。

(物件の消毒薬等)

第三十二條 都道府県知事は、前二條の規定を実施するため必要があるときは、当該職員をして結核患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は結核菌に汚染し、若しくは汚染した疑いがある

ことができる。

(質問及び調査)

第三十二条 都道府県知事は、前二條の規定を実施するため必要があるときは、当該職員をして結核患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は結核菌に汚染し、若しくは汚染した疑いがある

ことができる。

(質問及び調査)

七十九号)の規定によつて医療を受けることができる者であるときは、この限りでない。

2 前項の申請は、当該患者の住所地を管轄する保健所長を経由し、都道府県知事に対してしなければならない。

(質問及び調査)

第三十三条 都道府県知事は、前項の申請に對して決定を下すには、当該保健所に置かれた結核検査協議会の意見をきかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に對して決定を下すには、当該保健所に置かれた結核検査協議会の意見をきかなければならない。

(質問及び調査)

第三十四条 都道府県は、都道府県知事が第二十八條の規定により從業禁止し、又は第二十九條の規定により結核療養所に入所し、若しくは入所させることを命じた場合において、当該患者が生活保護法の適用を受ける者であるとき、その他の経済的事情により医療を受けることが困難であると認められるときは、当該患者が指定医療機関で受ける医療を要する費用について不適当であると認められるに至ったときは、厚生大臣が指定した医療機関については、都道府県知事は、その指

定を取り消すことができる。

3 指定医療機関が第二項若しくは第三項の規定に違反したとき、又は診療科名の変更等により前二條に規定する医療を行うについて不適当であると認められるに至ったときは、厚生大臣が指定した医療機関については、都道府県知事は、その指

定を取り消すことができる。

4 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(從業禁止、命令入所患者の医療)

第三十五条 都道府県は、都道府県知事が第二十八條の規定により從業禁止し、又は第二十九條の規定により結核療養所に入所し、若しくは入所させることを命じた場合において、当該患者が生活保護法の適用を受ける者であるとき、その他の経済的事情により医療を受けることが困難であると認められるときは、当該患者が指定医療機関で受ける医療を要する費用について不適当であると認められるに至ったときは、厚生大臣が指定した医療機関については、都道府県知事は、その指

定を取り消すことができる。

5 指定医療機関が第二項若しくは第三項の規定に違反したとき、又は診療科名の変更等により前二條に規定する医療を行うについて不適当であると認められるに至ったときは、厚生大臣が指定した医療機関については、都道府県知事は、その指

定を取り消すことができる。

6 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を與えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該处分をなすべき理由を通知しなければならない。

4 指定医療機関

第三十六条 厚生大臣は、國が開設した病院又は診療所について、その主務大臣の同意を得て、都道府

所について、開設者の同意を得て、前二條に規定する医療を担当する機関を指定する。

5 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、懇切丁寧に、前二條の規定により都道府県が費用を負担する結核患者の医療を担当しなければならない。

6 指定医療機関は、前二條に規定する医療について、省令で定めるところに従い都道府県知事の行う指導に従わなければならぬ。

7 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(指定医療機関)

第三十七条 第三十四條第一項の規定による費用の負担を受ける結核患者が、健康保険法(大正十一年

法律第七十号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)又は国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保險者、労働者、組合員又は被扶養者(以下「被保險者等」という。)である場合においては、被保險者又は共済組合(以下「保険者等」という。)では、社会保険各法の規定によつてなすべき給付のうち、その医療に要する費用の二分の一をこえる部分については、給付をなすことを要しない。

2 第三十四条第一項の規定により、都道府県が同條同項の規定により、生活保護法の規定による医療扶助を受けることができる者であるときは、その医療に要する費用は、都道府県が同條同項の規定により、その二分の一を負担し、その残部につき同法の適用があるものとす

3 第三十五条に規定する患者が、社会保険各法の規定による被保險者等である場合においては、都道府県は、当該患者が社会保険各法の規定により受けられることができる給付の限度において、同條の費用を負担しない。

(診療報酬の請求)
第三十八条 指定医療機関は、診療報酬のうち、第三十四条第一項又は第三十五条の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

2 都道府県は、前項の費用を当該指定医療機関に支拂わなければならぬ。

3 都道府県は、前項の支拂に関する事務を、社会保険診療報酬支拂基金又は省令で定める者に委託することができる。

(診療報酬の基準)

第三十九条 指定医療機関が行う第三十四条及び第三十五条に規定する医療に関する診療報酬は、指定医療機関が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)に国民健康保険(特別国民健康保険組合又は社団法人の行うものを除く。以下同じ。)が行われているときは、その診療報酬の例により、指定医療機関が所在する市町村に国民健康保険が行われていないときは、健康保険の診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療報酬は、厚生大臣が結核予防審議会に諮問して定めるところによる。

(委員)
第四十五条 結核予防審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別な事項を調査審議するため、必要があるときは、結核予防審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)
第四十六条 結核診査協議会は、委員五人で組織する。

2 委員は、関係行政庁の職員及び結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者のうちから任命された委員を除く。の任期は、二年とする。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員(関係行政庁の職員のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三條の規定は、

委員の給與に準用する。

(政令委任)

第五十条 この法律に規定するもの

外、議事の手続その他結核診査協議会の運営に関し必要な事項

は、政令で定める。

6 委員(関係行政庁の職員のうちから任命された委員を除く。)の

任期は、二年とする。

(庶務)

第四十六条 結核予防審議会の庶務

けた場合においては、当該患者者はその保護者の申請により、第三十九条の例により算定した診療報酬の額の二分の一をこえない限度において、当該医療に要した費用の二分の一に相当する額の医療費をこれに支給することができる。

35条の申請の手続、第三十八條の診療報酬の請求並びに支拂及ぶその事務の委託の手続その他のこの章で規定する費用の負担に関し必要な事項は、省令で定める。

2 この法律に規定するもの以外、議事の手続その他結核予防審議会の運営に関し必要な事項は、結核予防審議会が定める。

(結核診査協議会)

第四十七条 この法律に規定するもの以外、議事の手続その他結核予

びその事務の委託の手続その他のこの章で規定する費用の負担に関し必要な事項は、省令で定める。

(運営)

47条の運営の手続その他のこの

章で規定する費用の負担に関し必要な事項は、省令で定める。

(第七章 結核予防審議会及び結核診査協議会)

47条の運営の手続その他のこの

章で規定する費用の負担に関し必要な事項は、省令で定める。

(結核診査協議会)

48条の運営の手続その他のこの

章で規定する費用の負担に関し必要な事項は、省令で定める。

(運営)

47条の運営の手続その他のこの

章で規定する費用の負担に関し必要な事項は、省令で定める。

(運営)

47条の運営の手續その他のこの

章で規定する費用の負担に関し必要な事項は、省令で定める。

は、厚生省公衆衛生局において処理する。

この法律に規定するもののうち、議事の手続その他の結核診査協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

この法律に規定するもののうち、議事の手続その他の結核診査協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

この法律に規定するもののうち、議事の手続その他の結核診査協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

この法律に規定するもののうち、議事の手続その他の結核診査協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

この法律に規定するもののうち、議事の手続その他の結核診査協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

この法律に規定するもののうち、議事の

二 第五條の規定により、都道府県知事が行う定期外の健康診断に要する費用

三 第十三條第一項又は第二項の規定により、その行う事業の使用者又はその設置する学校若しくは施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

四 第十四條の規定により、都道府県知事が行うツベルクリン反応検査及び定期外の予防接種に要する費用

五 第三十條又は第三十一條第一項の規定により、都道府県知事が当該職員をしてとらせた措置に要する費用

六 第三十一條第二項の規定による損失の補償に要する費用

七 第三十四條第一項の規定により負担する費用

八 第三十五條の規定により負担する費用

九 第四十一条第一項の規定による医療費の支給に要する費用

(市町村の支弁すべき費用)

第五十二條 市町村は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、その行う事業の使用者又はその設置する学校若しくは施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

三 第十三條第一項又は第二項の規定により、その行う事業の使用者又はその設置する学校若しくは施設の長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四 第十三條の規定により市町村長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都に関する特例)

第五十三條 都の区の存する区域について、左に掲げる費用は、前條の規定にかかわらず、都が支弁しなければならない。

一 第四條第三項の規定により、保健所長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條の規定により、保健所長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(事業主の支弁すべき費用)

第五十四條 事業(国、都道府県又は市町村の行う事業を除く。)の事業主は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、事業の使用者が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條第一項又は第二項の規定により、事業の使用者が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)

道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。)の設置者は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條第一項又は第二項の規定により、学校又は施設の長が行うベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都道府県の補助)

第五十六條 都道府県は、左に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の一を補助しなければならない。

一 第五十二條各号の費用(市町村の行う事業の使用者が行う健康診断に要する費用を除く。)

二 第五十四條第二号の費用

三 前條各号の費用

(国庫の補助)

第五十七條 国庫は、左に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助しなければならない。

一 第三十三條の規定により、厚生大臣が都道府県、市その他の地方公共団体に対して設置又は拡張を勧告した結核療養所の設置、拡張及び運営に要する費用(都道府県の行う事業の使用者が行う健康診断に要する費用を除く。)

二 第五十一条各号の費用(都道府県の行う事業の使用者が行う健康診断に要する費用を除く。)

三 前條の規定により、都道府県が補助する費用

第五十八條 国庫は、第五十三条各号の費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の一を補

第五十九條 国庫は、都道府県又は市町村に対して、政令で定めるところにより、その開設する結核療養所（第三十三條の規定により、厚生大臣が設置又は拡張を勧告したものを除く。）の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一を補助することができる。

第六十条 国庫は、結核療養所を開設する當利を目的としない法人に対する、政令で定めるところにより、その結核療養所の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

（実費の徴収）

第六十一条 健康診断実施者（使用者を除く。）又は予防接種実施者は、この法律の規定により健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行つた場合においては、政令で定めるところにより、当該健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者（第八條又は第十七條第一項の規定により、健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けたものとみなされた者を除く。）又はその保護者がから、その実費を徴収することができる。但し、その者が経済的事情により、その費用の全部又は一部を負担することが困難であると認められる場合においては、その全部又は一部については、この限りでない。

第九章 罰則

第六十二条 この法律の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査若しくは予防接種の実施の事務に

従事した者又は結核診査協議会委員若しくはその職にあつた者が、その実施又は職務執行に関する知得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の祕密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六十三条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
一 第七條第二項又は第十六條第二項の規定に違反した者
二 第二十二條第一項の規定による届出を怠つた医師
三 第二十六條又は第二十七條の規定に違反した医師
四 第二十八條第一項、第三十一条又は第三十一條第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者
五 第三十條から第三十二條までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ又は忌避した者
六 第三十二條第一項の規定による当該職員の質質に対し、虚偽の答弁をした者
七 第五條の規定による健康診断又は第十四條の規定によるツベルクリン反応検査若しくは予防接種について、次條の規定に違反した者

(保護者の義務)

第十章 雜則

第六十四条 この法律の規定により健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けるべき者が十六未満の者又は禁治產者である

ときは、その保護者において、その者に健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けさせるために必要な措置を講じなければならぬ。

(代執行)

第六十五條 都道府県知事は、事業者又は学校若しくは施設(国、都道府県又は保健所を設置する市に設置する学校又は施設を除く。)の設置長が、第四條第一項の規定による健康診断、第十三條第二項の規定によるツベルクリン反応検査又は同條第一項若しくは第二項の規定による予防接種を行わないか、又は行つても十分でないと認めるときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の例により、みずから健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行い、その費用を当該事業の事業主又は学校若しくは施設の設置者から徴収することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により健康診断又はツベルクリン反応検査を行つたときは、さらにより健康診断又はツベルクリン反応検査を行つたときは、あらかじめツベルクリン反応検査を行い、その費用を当該事業の事業主又は学校若しくは施設の設置者に対し指示をするに当つては、あらかじめ、(他の行政との協議)

第六十六條 保健所長は、第四條第一項の規定により、労働基準法の適用を受ける事業者に対して指示をするに当つては、あらかじめ、(他の行政との協議)

じめ、当該事業の所在地を管轄する労働基準監督署長と協議しなければならない。

2

保健所長は、教育委員会の所管に属する学校については、第四條第二項の指示に代えて、その指示

すべき事項を当該教育委員会に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の通知があつたときは、必要な事項を当該学校に指示するものとする。

4 都道府県知事は、第五條、第十

四條又は前條の規定によつて、労働基準法の適用を受ける事業で業務に従事する者又は学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児を主たる対象として健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行つて当つては、あらかじめ、それぞれ当該事業の所在地を管轄する都道府県労働基準局長又は当該学校の所轄庁と協議しなければならない。

(訴願)

第六十七條 第二十八條から第三十一条までの規定による都道府県知事の命令に不服がある者は、厚生大臣に訴願することができる。

第六十八條 保健所を設置する市に

あることは、第五條、第十四條、第三十條、第三十一條第一項、第三項及び第四項、第三十二條第一項、第三十四條第二項及び第三項、第四十二條第一項、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條第二項、第五十一條第二項、第四号及び第五号、第六十三條第四号、第六十五條、第六十六條第四

項並びに前條中「都道府県知事」とあるのは「市長」と、第三十一條第

二項、第三十四條第一項、第三十三條第二項、第三十七條第二項、第三十八條、第四十一條第一項、第四十二條第二項並びに第五十一

條中「都道府県」とあるのは「市」と読み替えるものとする。但し、第

五十一條については、第二号、第

四号から第七号まで及び第九号に

関してのみ、「都道府県」とあるの

を「市」と読み替えるものとする。

附 則

1 (施行期日)

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第三十

四條及び三十五條の規定は、同年十月一日から施行する。

(旧結核予防法の廃止)

2 結核予防法(大正八年法律第一

十六号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(伝染病届出規則の一部改正)

3 伝染病届出規則(昭和二十二年

厚生省令第五号)の一部を次のよ

うに改正する。

(第一條第十二号を次のように改

正する)

4 予防接種法(昭和二十三年法律

第六十八号)の一部を次のように改

正する。

(二)削除

5 第五條中「結核」、「及び」、「結核予防法」、「を創る。」

(予防接種法の一部改正)

6 予防接種法(昭和二十三年法律

第六十八号)の一部を次のように改

正する。

(二)削除

7 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 (罰則に関する経過規定)

この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬支拂基金法の一部改正)

9 厚生大臣の諸間に応じて、結核の予防及び結核患者の医療に関する重要事項を調査審議すること。

第十四條 削除

第十八條中「若しくは」を又はに改め、「又は結核にかかるつて、るか若しくはツベルクリン反応の陽性の者で省令で定めるもの」を削る。

第十九條第二項中「七人以下」を「九人以下」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十九條の表中、栄養士試験審査会の項の次に次の一項を加えます。

結核予防 審議会

厚生大臣の諸間に応じて、結核の予防及び結核患者の医療に関する重要事項を調査審議すること。

予防接種法の一部を改正する法律案

予防接種法の一部を改正する法律

第一項第六條の次に次の二條を加える。

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六條の二 定期の予防接種を受けるべき者が、その定期内に、市町村長以外の者について当該予防接種を受けたときは、十日以内に、

第十九條の二の規定による証明書を市町村長に提出しなければならない。

第八條及び第九條を次のように改める。

第八條 削除

第八條の二の規定による証明書

を行ふことができる。」を意見を述べ、また、結核予防法(昭和二十六年法律第五十一号)第三十八條第三項の規定により指定医療機関に対する診療報酬の支拂事務を委託されたときは、その支拂に必要な事務を行ふことができる。」に改め、同條第三項中「前項の場合においては、」を「又は保健所」の下に「又は保

健所を設置する市の市長」を加える。

第十四條第二項中「七人以下」を「九人以下」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の表中、栄養士試験審査会の項の次に次の一項を加えます。

結核予防 審議会

厚生大臣の諸間に応じて、結核の予防及び結核患者の医療に関する重要事項を調査審議すること。

予防接種法の一部を改正する法律案

予防接種法の一部を改正する法律

第一項第六條の次に次の二條を加える。

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六條の二 定期の予防接種を受けるべき者が、その定期内に、市町

村長以外の者について当該予防接種を受けたときは、十日以内に、

第十九條の二の規定による証明書を市町村長に提出しなければならない。

第八條及び第九條を次のように改める。

第八條 削除

第八條の二の規定による証明書

を行ふことができる。」を意見を述べ、また、結核予防法(昭和二十六年法律第五十一号)第三十八條第三項の規定により指定医療機関に対する診療報酬の支拂事務を委託されたときは、その支拂に必要な事務を行ふことができる。」に改め、同條第三項中「前項の場合においては、」を「又は保

事故の消滅後一月以内に、当該予防接種を受けなければならぬ。但し、事故消滅の際当該予防接種を受けるべき定期に該当しているときは、この限りでない。

第十九條中「すべての予防接種」の下に「第六條の二の規定により證明書の提出を受けた予防接種を含む。」

を加える。

第三章中第十九條の次に次の二條を加える。

第十九條の二 予防接種を行つた医師は、予防接種に関する證明書の交付の求めがあったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 第十六條第三項の規定は、前項の證明書の交付についてこれを準用する。

第二十條中「第六号」を「第六條」に改める。

第二十三條中「この法律の定めるところにより、」の下に「予防接種を行つたときは、」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○平澤政府委員

ただいま上程されましたが結核予防法案の提案理由について説明いたします。

結核がわが国の国民病と言われるほどに蔓延し、その害が各個人のみならず、社会全般に及んでおり、ひいては國民経済にまで悪影響を與えておることは周知の事実であります。今これを

数字的に見ますならば、結核の死者者は昭和二十一年に十四万六千二百五十四人、同二十三年十四万五千二百五十

九人、同二十四年十三万八千七百六十人であり、人口一万に対する死亡率は、昭和二十四年一六・九でデジマーカの二・八、アメリカの三・〇等に比して五倍以上に上つており、結核による直接間接の損失はきわめて大きく、推定して一千億円に上るとも言われておるような次第であります。

この結核の予防をかるためにすでに大正八年に現行結核予防法が制定され、今日までの法律によつて予防対策が行はれていたのですが、この法律は何分にも三十年以前に制定されたものであり、もつばら伝染の防止に重点が置かれており、医学の進歩がもたらしましたB.C.G.の接種による発病防止、ツベルクリン反応検査、エックス線検査による患者の早期発見、及び外科手術、人工気胸、ストレーブ、トマイン、その他の新薬の使用等による早期治療については、何ら触れていないらみがあるのであります。政府といいたしましては、現行法のこの欠点を改め、現代医学の長所を行政の面に十分に活用するとともに、社会保障制度の一環として患者の医療費の負担を軽減し、もつて結核の予防と患者に対する適正医療の普及をはかり、わが国の結核の撲滅を期したいという意図のもとにこの法案を提出いたしました

あります。

この法律は、公布の日から施行する。

市町村長に対し、結核に感染しやすい職業の者、患者と同居する者等特に感染のおそれの多い対象について、定期外の健康診断を随時実施する権限を與え、もつて患者発見の完璧を期しております。

なお、都道府県知事及び保健所を設置する市の市長に対して、結核に感染したままの職業の者、患者と同居する者等特に感染のおそれの多い対象について、定期外の健康診断を随時実施する権限を與え、もつて患者発見の完璧を期しております。

第二に、生後三十歳までの全国民、及び集団生活を営む者に対して、毎年定期に結核の予防接種を行うべきこと

を規定しております。すなわち、定期的健康診断を行つた場合、ツベルクリン反応が陰性または疑陽性であった者

に対しては、公費をもつて医療費の半額を負担することとし、結核の適正医療の普及をはかるとともに、患者の負担軽減を行おうとするものであります。

医療の種類として、さしあたる、胸部外科手術、人工気胸、ストレーブ、マイシン及びバスの授与を考えております。

第五に、結核治療対策の根幹をなす結核病床については、国設置するもの以外についても補助を與えて積極的に増床を行うため、厚生大臣が地方公共団体に対して結核療養所の新床及び拡充を勧告し、これに対しても国庫から二分の一の補助をすることとし、また營利を目的としない法人に対しても補助し得るように規定いたしましたのであります。

本法案は以上の五点を骨子とするものであります。その他に、現行結核予防法と同じく、医師の患者に対する

指示義務、都道府県知事の行う予防措

置の指示、結核を伝染させるおそれのある患者の従業禁止、入所命令の規

以外の一般住民のうち、結核の蔓延している地区に居住する者については、市町村長であります。しこうして、この集団のうち、労働基準法、学校教育法等によつて健康診断の義務を課せられているものについては、これとの調整をはかるとともに、結核対策の実体的な「元化をなし得るよう規定しております。

第四に、医療費負担の制度について申上げます。すでに御承知のごとく、結核の治療は相当長期にわたり、費用については、一定率の国庫補助

従つて多大の経費を要する上に、初期に可決せられんことを希望いたします。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに

用されていない弊を改め、居住地の保

健所において患者を登録し、必要に応じて家庭訪問指導を行わせることがあります。

第五に、これらの患者に対する医療費の公費負担等の規定を設け、また結核対策全般に関する厚生大臣の諮問機関として、結核予防審議会を置くこととしたておりま

す。

施行について、地方公共団体の支出す

る費用については、一定率の国庫補助

を出すよう規定しております。

しておられます。しこうしてこの法律の申上げます。すでに御承知のごとく、結核の治療は相当長期にわたり、費用については、一定率の国庫補助を出すよう規定しております。

第三に、現在、現行結核予防法及び伝染病届出規則によつてなされる医師の届出の結果が、結核対策上十分に活

用されておらず、

可決されることを希望いたしました。

○松永委員長 次に、両案について、公衆衛生局長より補足説明を聽取いたしと存じます。山口公衆衛生局長。

○山口正政府委員 最初にお手元に差上げました結核予防法案につきまして御説明申し上げたいと存じます。

第一章は総則でございまして、第一條から第三條までございます。第一條はこの法律の目的でございまして、憲法第二十五條にうたわれております國の義務に基きまして、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上増進をはかり、ひいては公共の福祉を増進させますために、結核の予防並びに患者に対する適正な医療普及をはかるうと、いうのがこの法律の目的でございます。第二條は、この法律実施に対しまする国及び地方公共団体の義務を規定し、第三條は、医師その他の医療関係者の義務を規定しているのでございます。

第二章は、健康診断の條項でございまして、第四條から第十二條までございます。第四條は、定期の健康診断に関する規定でございまして、その第一項は、先ほど提案理由の説明にもありましたように、集団生活者に対する定期健康診断並びにその義務をきめているのでござります。第二項は、保健所長はその管内の結核予防行政につきまして責任を持つべき立場にございまして、かつ健康診断のために資材の活用等についても調整をはかる必要があるとができます。第三項は、集団生活以外に比較的結核の蔓延しております地区に居住している者に対します定期健康診断の規定でござります。第四項は、他の法令との

調整をはかつてゐるのでございます。この定期健康診断に要しまする費用は、事業の場合は全額事業が負担いたしました。それ以外の場合は受診者から実費徴収をし得るということが規定してございます。実費徴収不能分につきましては、実施者が三分の一、都道府県が三分の一、国が三分の一という負担区分になつております。第五條は定期外の健康診断でございまして、これも先ほどの提案理由の説明にございましたような特殊な人たちに対しまして、定期の健康診断以外に、定期外に健康診断を実施し得るという規定でござります。第六條は健康診断の方法、これは主として省令によつてござります。

第七條は第四條、第五條に対応いたしました、健康診断を受けるべき者の義務を規定しているのでござります。なまして、健康診断を受けた者は、いかんが、定期外の者につきましては罰則はございませんが、定期外の者につきましては罰則がございます。第八條は他で受けた健康診断、たとえば医師について自発的に健康診断を受けた者、あるいは転職、転校の場合に、すでに健康診断を受けておつて、次の定期の健康診断にふつかつたという者に対する例外規定を設けているのでござります。第九條は定期の健康診断を受けなかつた者は、これは事故その他のために受けられなかつた者につきましては、その事故が二箇月以内に消滅したときは、それを規定しているのでござります。第十條は

健康診断に関する記録に関する規定でござります。第十一條は保健所が管轄区域のすべての健康状態を把握しているのでござります。第十二條はその他の措置をとつて行くための規定でござります。以上が健康診断に関する規定でござります。

第三章は予防接種に関する規定でございまして、第十三項から第二十一條までございます。これも健康診断の場合と同様に、定期と定期外の二通りにわけてございます。考え方の方は大体健康診断の場合と同様な行き方をしているのでござります。それが二十一條まで診断を実施し得るという規定でござります。

第四章は届出、登録及び指示に関する規定でございまして、これは二十二條から二十七條までござります。また伝染病届出の規定でございまして、現行法では環境上、伝播のおそれありと認めるときに限つて届出することになつておりますが、本法ではすべての結核について届出することになつております。また伝染病届出規則は二十四時間以内に届け出ることになつております。それから二十二條の第二項

第五章は伝染防止に関する規定でございまして、二十八條から三十二條までございます。二十八條は職場関係などで他に結核を伝染させるおそれがあるという者に対しまして、従業禁止を命令することができるという規定でございます。二十九條は住居の関係などで他に結核を伝染させるおそれがあるという者に対しまして、従業禁止を命令することができるという規定でございます。三十條は家屋の消毒についての規定でござります。三十條は物件の消毒、廃棄等に関する規定でござります。第三十條は家屋の消毒についての規定でござります。三十條は物件の消毒、廃棄等に関する規定でござります。三十條は物件の消毒、廃棄等に関する規定でござります。三十條は物件の消毒、廃棄等に関する規定でござります。

第六章は医療に関する規定でござります。第二十二條は病院の管理者の行う届出の規定でございまして、退院したときには保健所長はその管轄する区域内に居住する者以外の者について届出を受けるときには、その届出の内容を当該患者の居住地を管轄する保健所長に通報する規定でござります。第二十三條は病院の管理者の行う届出の規定でございまして、退院したときには保健所長はその管轄する区域内外の患者の居住地を管轄する保健所長に入所するときを命令し得るという規定でござります。第三十條は家屋の消毒についての規定でござります。三十條は物件の消毒、廃棄等に関する規定でござります。三十條は物件の消毒、廃棄等に関する規定でござります。三十條は物件の消毒、廃棄等に関する規定でござります。三十條は物件の消毒、廃棄等に関する規定でござります。

第七章は病院管理者がその旨を届け出るとができるということになつて、結局国が四分の二、府県が四分の一、本人が二分の二といふことになるのでございまして、さらに国が半分負担するところがございます。この場合都道府県が負担いたしましたが、その費用を都道府県が半分負担する規定でござります。

第八章は病院管理者がその旨を届け出るとができるということになつて、結局国が四分の二、府県が四分の一、本人が二分の二といふことになるのでございまして、さらに国が半分負担する規定でござります。

第九章は病院管理者がその旨を届け出るとができるということになつて、結局国が四分の二、府県が四分の一、本人が二分の二といふことになるのでございまして、さらに国が半分負担する規定でござります。

第二項はその医療を受けたいといううきの申請の方法でございます。第三項は都道府県知事がその申請に対して決定をするとときには、保健所に設置された結核診査協議会の意見を開かなければならぬという規定でございます。

第四項は、その申請があつてそれを許可した場合に、六箇月をたつたときに、またもう一度診査をし直すという規定でございます。第三十五條は、先ほどの伝染防止の項にありました従業者が医療を受けました患者の医療についてでございますが、この場合に経済的事情によつて当該患者が医療を受けることが困難であると認められたときには、都道府県がその費用を負担する、その都道府県の負担した費用につきまして、国が半分補助するということになつております。第三十六條は、先ほど申し上げました指定医療機関に関する規定でございまして、国が開設しているものにつきましては、厚生大臣がその主務大臣の同意を得て指定いたします。その他の病院につきましては、開設者の同意を得て、国が開設するということがあります。四項は指定するということについては、厚生大臣がその主務大臣の同意を得て指定いたします。その他の病院につきましては、開設者の同意を得て、国が開設しているものにつきましては、厚生大臣がその主務大臣の同意を得て指定いたします。その他の病院につきましては、開設者の同意を得て、国が開設する規定でございます。

第五項は取消しを行ふ場合に、指定医療機関が辞退することができるという場合、六項は取消しを行う場合に、指定医療機関が弁明し得るという規定でございます。

本法と社会保険及び生活保護法との関係でございまして、一般的の患者すなわち三十四條の規定による医療費の負担と本法の関係につきましては、本法が

種を受けなければならないということになります。それを本改正案では猶予申請というような規定を省きましたので、事故のため受けけることのできるなかつた場合には、その事故が消滅してから一箇月以後に受けければいいということになつておるのでございます。

それからその次は記録作成及び保存についてでございますが、すべての予防接種——市町村長がみずから行つたものだけではなくて、開業医の実施したものという証明書の提出を受けた者も全部ひつくるめるという意味で、第十九條中そういうふうに改正したのでござります。

十九條の二は先ほど御説明申し上げた通りでございます。第十九條の二項はこれは種痘に関する事項でございまして、種痘の予防接種済み証を出すときは検診をしてからでなければ出してもいけないということです。

第二十條中「第六号」を「第六條」と改める。これは前回の法律制定の場合に間違いがございましたので、この際改めさせていただきたいと思うのでござります。

第二十三條中「この法律の定めるところにより、「の下に」予防接種を行つたときは、「を加えると申しますのは、実費徴収に関する規定でございまして、現行法では市町村長がみずから行う者ののみであつたので、さしつかえなかつたのでござりますが、今度の改正によりまして、市町村長以外の者も行つて得るよういたしましたので、市町長が自分でやつた者でない者から実費をとるのはおかしいというので、この項を入れたのでございます。以上簡

○松永委員長 看護婦試験期日の件に
つき平澤政務次官より発言を求められ
ておりますから、この際これを許しま
す。平澤政務次官。

○平澤政府委員 先般本委員会で御要
望がありました日下受付中の看護婦試
験申込みの期日は、検討いたしました
結果、二十日間延期いたしまして、四
月十日といたしたいと存じます。事務
的にこれ以上の処置はなか／＼容易で
ないのでありますて、ぎり／＼のところ
まで検討いたしました結果、四月十
日といたしたいと存する次第でござい
ます。何と御了承願います。

○茹田委員 ただいまの結核予防法に
ついての御説明の中に、この法案は四
月一日から施行したい、一部を除いて
は四月一日からの施行だというふうな
御説明があつたわけでありますけれど
も、私はそれにつきまして、四月一日
からこれを施行することはとても不可
能だということを申し上げまして、も
しこれがどうしても四月一日から施行
しなければならぬものであれば、どう
してもつと早く関係方面との折衝を終
えまして、この委員会に出していくた
めに、私がどうしてか御存じのように結核に
つけなかつたか。御存じのように結核に
ついての対策を要望しておることは、
國民の間に非常に強いものがあつたわ
けでありますて、私どもひとしくこの
法案ができるとことを待つておつたので
ありますけれども、それだけにこの法
案に対しましては、この委員会といた
しましても十分な審議をして、あとに
問題を残さないようにならなければなら
ない責任があると思うのであります。
御承知のように厚生委員会が受取つて

おりまます請願等からいたしましても、結核の療養所、病院等にからむ請願が圧倒的に多いのでありますて、それ以外の、外部の結核対策に対するそれ／＼の専門家なり、あるいはその方面的の施設の責任者なり、あるいは申入つておる人たちなりのそういう声も十分反映いたしまして、私どもいたしましては立法しなければならない責任があるのでありますけれどもきょうはもうすでに十七日でありますて、そうした外部からの声を聽取する規定の公聽会を開くにいたしましても今日ではもうすでに時期も非常に切迫しておるような状況でありますて、それが四月一日に施行されるというようなことは、私といたしましては、とうてい不可能のように思うのであります、その点につきまして局長の御意見を伺いたいと思います。

おりますが、時日も非常に切迫いたして
おりますが、私どもの希望といたしま
しては、もし御審議御協賛をお願いで
きますれば四月一日から実施いたした
いと存じておりますが、非常に重要な
問題でございますので、十分御審議い
ただきますようお頼い申し上げます。
○畠田委員 それではただいまの局長
の御答弁は、重要な問題であるから、
一刻も早く実施したいというふうな御
希望だと伺いました、その期日は、委員
会の審議を十分盡さないうちに打切つ
てしまつて、どうしても四月一日から
施行しなければならないというような
お考えではないというふうに私どもは
考えます。私どもも国民の結核対策に
十分な措置がされるような法律として
ぜひ出したいたと思っておりますので、
そういう点でいたずらに時日を延ばす
ようなことはもちろんないわけでござ
います、ただいまも申しましたように
に、十分諸般の意見も取入れて、完全
なものにしたいというこの希望を、そ
ういう施行期日で縛つてしまふとい
ふようなことではなくしてほしいとい
う委員としての希望に対しましては、決し
てそういう意味は持つていません、でき
るだけ早く審議していただきたいとい
う御希望であるというふうに伺つたの
でございますが、そのように考えまし
てよろしくゆうござりますか。

○山口(正)政府委員 できるだけ早く
御審議をお願いしたいと存じております。
そういうふうにお願い申し上げた
いと存じましたのは、本案にも規定し
てございますように、学校の教育法と
の関係がございます。新学期は四月一
日から始まりますので、もしできまし
たら、それと歩調を合せて進みたいと

存じておりますので、どうぞその点よろしくお願ひいたします。
○松谷委員 私は先ほど平澤次官から御報告をいたきました看護婦試験受験の応募期日の受付延期の点について、なお重ねてお尋ねをいたしたいと思います。ただいまの次官の御報告によりますと、十日まで延期なすつたということございますが、すでにこれは全国に御通達済みでございましょうか。

○平澤政府委員 この事柄は先ほど申し上げましたように、先般この委員会で期日の延期が可能、不可能の場合いずれともすみやかにこちらに返事をするようとの御要望がございましたので、私どもの方ではその後連日検討いたしまして、事務的にはそれらのことはまだいたしておりません。実は先ほどそのことを決定いたしました。最初にこちらに御報告申し上げることが妥当であろうかと思いまして、さようないましたした次第であります。御了承願います。

○松谷委員 その点は了承いたしました。それで本省となつては、大体いつごろ御通達の御予定でございますか。私どもの希望いたしましては、できるだけ早く事務的な手続を全国的にとつていただきたいと希望するものでございます。

○平澤政府委員 了承いたしました。
○松谷委員 なおこの際重ねて委員長のお考えを伺つておきたいのです。私どもの一番心配しておりますのは、期日の問題は、大体事務的に十日までというふうに本省のお考えをいたしましたのでございます。こういうことともにらみ合せまして、すでに法制局で法

制化も整つたようでございますので、この前もお願ひいたしましたように、休会前に委員長としてこれを何とかおまとめいただくといふお考えには今日もやはりおかわりはないかどうか、重ねて御決意を伺つておきたいと思ひます。

○松永委員長 ただいまの松谷委員の御発言ごもつともでございまして、期日延期の件も、委員会としましては少くとも一箇月間の延期を要望いたしたのであります。が、手続その他事務上やむを得ない事情で最大限度の二十日間延期ということに決定いたしたのであります。なお全国の看護婦さんその他御要望もあり、この改正法案は何が何でも本月一ぱいに上げたいという決意を持つていてことだけを表明いたしておきます。

他に御発言もないようでございますから、本日はこの程度で散会することとし、次会は明後十九日午後一時より開会することといたします。

午後零時十五分散会

昭和二十六年四月一日印刷

昭和二十六年四月三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所